

会津若松市

第2期環境基本計画

(改訂版)



土・水・緑



そして人



共に創るスマートなまち 会津若松



会津若松市



会津若松市 環境PR大使
いいもりん

あいさつ



私たちが愛する会津若松市は、背あぶり山や猪苗代湖をはじめとした豊かな自然と情緒あふれる歴史的景観を合わせ持つ「山紫水明」のまちです。

私たちには、先人が残してくれた豊かな自然を守り、次の世代へ引き継いでいくことはもとより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していくことが求められております。

その実現に向け、本市では、平成26年（2014年）度から平成35年（2023年）度の10年間を計画期間とする「第2期環境基本計画」を策定し、猪苗代湖をはじめとする自然環境・生活環境の保全、市有施設への再生可能エネルギー設備の導入、家庭・学校・事業所において環境にやさしい取り組みを行う「地域版環境マネジメントシステム」の推進、さらには、市民団体等との連携・協働による環境学習など、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

この間、温室効果ガス排出量削減等に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、世界共通の課題として地球温暖化対策が新たな展開を迎えているほか、国内でも、電力の小売全面自由化や新たなエネルギー基本計画の策定など、本市を取り巻く状況は大きく変化いたしました。

こうした状況の変化に的確に対応し、より実効性が高いものとなるよう、「第2期環境基本計画」の計画期間の中間年にあたる平成30年（2018年）度、国や県等の動向を踏まえながら、これまでの取り組みの検証・分析を行い、環境目標等を見直すなど計画の改訂を行いました。

今後本市では、本改訂版を環境施策推進の基本とし、市民、事業者の皆様との協働・連携を図りながら、望ましい環境像「土・水・緑 そして人 共に創るスマートなまち 会津若松」の実現を目指してまいりたいと考えております。

結びに、今回の改訂にあたり、熱心にご審議いただきました環境審議会の委員の皆様、各種調査等にご協力いただきました多くの皆様方へ、心より御礼申し上げます。

平成31年（2019年）3月

会津若松市長

室井照平

会津若松市 第2期環境基本計画（改訂版） 目次

序 章 改訂にあたって

第1節 改訂の趣旨.....	2
第2節 改訂の基本的な考え方.....	2
第3節 本市を取り巻く環境状況の変化.....	2
1 地球温暖化対策 ～「緩和」と「適応」～	
2 再生可能エネルギーの普及拡大	
3 固定価格買取制度（FIT）	
4 電力の小売全面自由化	
5 省エネルギー化の推進	
6 「持続可能な開発目標（SDGs）」	
第4節 環境目標等の進捗状況について.....	4
第5節 改訂版における見直し等の概要.....	4
1 環境目標の見直し	
2 温室効果ガス排出量等の再推計	
3 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連について	
4 その他の見直し等	
環境目標進捗状況一覧、市域全体の温室効果ガス排出量（推計値）状況一覧.....	8

第1編 基本理念及び基本目標

第1章 計画の基本的事項	
第1節 計画の基本理念.....	11
第2節 計画の考え方及び役割・性格.....	12
第3節 計画の期間.....	14
第4節 計画の構成.....	14
第2章 本市の環境の現況と課題	
第1節 社会環境.....	15
第2節 生活環境.....	19
第3節 自然環境.....	22
第4節 地球環境.....	24
第3章 本市の望ましい環境像と計画の基本目標	
第1節 望ましい環境像.....	27
第2節 計画の基本目標と個別目標.....	28
1 きれいな環境で、安心して健康に暮らせるまちをつくる	
2 緑豊かで、住んでいて心地よく人と自然が共生するまちをつくる	
3 地球温暖化を防ぐため、環境と事業活動が調和したまちをつくる	
4 環境保全をともに学び、協働するまちをつくる	

第2編 基本計画

第1章 きれいな環境で、安心して健康に暮らせるまちをつくる.....	31
個別目標1－1 空気や水がきれいで安心して暮らせるまち.....	32
個別目標1－2 環境と生活スタイルが調和した快適なまち.....	34
個別目標1－3 放射能の不安のない安心なまち.....	36
第2章 緑豊かで、住んでいて心地よく、人と自然が共生するまちをつくる.....	40
個別目標2－1 豊かな自然環境を守り、育てるまち.....	41
個別目標2－2 美しい里山と農地を守り、活かすまち.....	43

個別目標 2－3	猪苗代湖の水環境を守り、次代に引き継いでいくまち.....	46
	－猪苗代湖水環境保全推進計画－	
第3章	地球温暖化を防ぐため、環境と事業活動が調和したまちをつくる.....	49
	－地球温暖化対策実行計画（区域施策編）－	
個別目標 3－1	再生可能エネルギーの地産地消ができるまち.....	52
	－新エネルギービジョン、バイオマス活用推進計画－	
個別目標 3－2	みんなでCO ₂ を減らすまち.....	57
個別目標 3－3	再生可能エネルギーとICTを活用したまち.....	61
個別目標 3－4	「もったいない」が息づくまち.....	63
第4章	環境保全をともに学び、協働するまちをつくる.....	65
個別目標 4－1	みんなで考え、みんなで学ぶまち.....	66
個別目標 4－2	協働の輪を広げ、環境にやさしいまち.....	68

第3編 計画の推進に向けて

第1章	環境配慮指針.....	71
第1節	市民の環境配慮指針.....	73
第2節	事業者の環境配慮指針.....	75
第2章	計画の進行管理.....	
第1節	計画の推進・管理体制.....	77
第2節	進行管理.....	78

資料編

1	会津若松市環境基本条例.....	80
2	会津若松市生活環境の保全等に関する条例.....	83
3	第2期環境基本計画・改訂版 策定経過.....	89
4	諮問・答申.....	92
5	環境審議会委員名簿.....	98
6	主な環境施策一覧.....	100
7	環境基準・規制基準について.....	104
8	会津若松市の放射線の状況.....	114
9	本市の温室効果ガス排出量の推計結果及び削減目標値.....	116
10	新エネルギー等検討会議の開催概要.....	122
11	会津若松市バイオマス活用推進計画（改訂版抜粋）.....	125
11-1	会津若松市バイオマス活用推進計画 中間報告書.....	128
12	市民・事業者等の環境意識調査結果.....	137
13	市内事業者ヒアリングの概要.....	164
14	市民ワークショップの概要.....	166
15	用語の解説.....	171

凡例

- ◆ 本文中「＊」が付いた用語は、171 ページ以降の「用語解説」を参照してください。
- ◆ 本文中「（資料○）」「（○ページ）」等の表記がある場合、資料編または該当のページに参考資料等がありますので、参照してください。
- ◆ 本文中「【追加】」や「【見直し】」との表記がある環境目標や環境施策は、改訂版において新たに追加や見直しを行った取り組みです。なお、このほかにも、改訂版においては適宜字句等の修正を行っています。

第2期環境基本計画の策定にあたって

東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故から、はや3年が経過しました。これまで私たちは、物質的な豊かさや生活の利便性を追求し、モノやエネルギーを大量に生産し消費する社会を構築してきましたが、あの日の出来事は、現代社会が絶えることのない生産活動と広範な流通システムによって支えられていること、そして、それがエネルギー無しには成り立たないことを、改めて私たちに気づかせてくれました。

また、私たちの生産活動で排出される温室効果ガスは、地球温暖化の原因の一つとされ、多発する世界規模での豪雨や豪雪、大寒波や熱波などの異常気象の要因ともなっていると云われる一方、PM2.5に見られるように大気汚染物質が国境を越えて襲来するなど、私たちの生活は、世界各国の動きと連動し、絶えず脅威にさらされようとしています。

そうした状況の中にあって、日本国内はもとより国際的にみても、今ほど、温室効果ガスの軽減やエネルギーに視線が注がれている時代はなく、COP（国連気候変動枠組み条約締結国際会議）をはじめとした地球温暖化対策の協議、太陽光発電をはじめとした各種再生可能エネルギーの活用など、いかに環境への負荷を軽減し、持続可能な社会へと変革できるかが問われております。

こうした状況を踏まえ、将来に向けて、持続力と回復力のある力強い地域社会を目指す「スマートシティ」を実現し、私たちが今後もこの地域で、安心して健康的に暮らし、地域の活力を高めながら、この恵み豊かな自然環境をどう次代に引き継いでいくのか、そのために私たちは、今何をすべきかを示す必要があります。今回の「会津若松市第2期環境基本計画」はそんな思いを実現するための道標として策定するものです。

そして、この計画を、私たち一人ひとりの行動や考え方、また事業活動の指針として活用していただくとともに、市民・事業者・行政の連携、協働に向けた「懸け橋」として活用し、計画に掲げる「望ましい環境像」の実現を目指してまいります。

平成26年3月 会津若松市 市民部 環境生活課

序 章 改訂にあたって

序章 改訂にあたって

第1節 改訂の趣旨

「会津若松市第2期環境基本計画」は、会津若松市環境基本条例（資料1）第3条の基本理念に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推し進めるため、平成26年（2014年）3月に策定したもので、市総合計画を環境面から実現する、環境行政の最上位の計画の役割を有しています。

この計画の期間は、平成26年（2014年）度から平成35年（2023年）度までの10年間ですが、より実効性が高いものとなるよう、目標の再検討など現行計画の中間見直しを行い、「会津若松市第2期環境基本計画（改訂版）」（以下「改訂版」という。）を策定するものです。

第2節 改訂の基本的な考え方

計画の中間見直しであることから、骨格である「望ましい環境像」や「基本目標」などについては変更しないこととし、国や県などの動向をはじめ、計画期間中に策定された市の計画、これまでの取り組みの進捗状況など環境状況の変化を踏まえながら、「環境目標」、「環境施策」などを中心に見直しました。

第3節 本市を取り巻く環境状況の変化

平成26年（2014年）3月の「第2期環境基本計画」策定以降、地球温暖化対策をはじめとする環境をめぐる状況は大きく変化しました。以下では、平成26年（2014年）度から平成30年（2018年）度までの国や県の動向を中心に、本市を取り巻く環境状況の変化について概略します。

1 地球温暖化対策 ～「緩和」と「適応」～

近年、地球温暖化問題の重要性が増しており、平成27年（2015年）12月には気候変動枠組条約*第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書*に代わる2020年以降の温室効果ガス削減等に関する国際的な枠組みである「パリ協定」*が採択され、翌平成28年（2016年）11月に発効しました。協定では、世界全体の平均気温の上昇を2℃より下方に抑えることなどが目標として掲げられ、締約国に「緩和策」（温室効果ガス排出量の削減等）と「適応策」（気候変動による悪影響への対処）の取り組みが求められました。

こうした中、国は、平成28年（2016年）5月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」*において、2030年度に2013年（平成25年）度比で温室効果ガス排出量を26%削減、2050年度には80%削減するという目標を掲げています。

県では、平成29年（2017年）3月に見直しを行った「福島県地球温暖化対策推進計画」*において、2020年度に2013年（平成25年）度比で温室効果ガス排出量を25%削減、2030年度には45%削減するという目標を設定しています。

他方、適応策については、国において、平成30年（2018年）11月に気候変動適応法*に基づく「気候変動適応計画」*が閣議決定され、農業や健康、自然生態系などに関する適応の基本的な方向性が示されています。県においても、「福島県地球温暖化対策推進計

画」に「気候変動の影響に対する適応策」の章を設け、適応策について取り組みの方向性などを示しています。

2 再生可能エネルギー*の普及拡大

国は、平成30年（2018年）7月に決定した「第5次エネルギー基本計画」*の中で、温室効果ガス排出量削減に向けた方策として、再生可能エネルギーについて、「経済的に自立し脱炭素化した主力電源化を目指す」とし、最大限の導入を掲げています。県では、平成28年（2016年）3月に策定した「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン（第2期）」*において、2040年ごろを目途に県内のエネルギー需要量の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーとするという数値目標を掲げています。

こうした中、近年、カーボンフリー*なエネルギーとして水素への関心が高まっており、平成28年（2016年）9月に国が策定した「福島新エネ社会構想」*では、県内で水素社会実現に向けたモデル構築を進めていくことが示されました。また、翌平成29年（2017年）12月には、国の「水素基本戦略」*が決定され、水素がエネルギーの新たな選択肢として位置づけられました。

「福島新エネ社会構想」などを踏まえ、県内では、浪江町で世界最大級の水素製造施設の建設が行われているほか、福島市や郡山市、いわき市などで燃料電池車*向けの水素ステーション*の設置が進んでいます。

3 固定価格買取制度（FIT）

平成24年（2012年）7月に開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）*は、平成29年（2017年）4月に法改正が行われ、未稼働案件の防止など適切な発電事業実施を確保する仕組みが新たに導入されました。こうした中、再生可能エネルギーの調達価格は、一部を除き、毎年段階的に切り下げられています。

また、国では、平成21年（2009年）11月から実施されていた余剰電力買取制度*の調達期間（10年）の終期を迎える太陽光発電について、再度固定価格買取制度（FIT）の対象とはしない旨の方向性を打ち出しています。こうしたことから、平成31年（2019年）以降、調達期間が終了した小規模な太陽光発電について、蓄電池や電気自動車等との組み合わせによる自家消費型へ移行が進むと見込まれています。

4 電力の小売全面自由化

平成28年（2016年）4月には、いわゆる電力の小売全面自由化*により、電気の小売業への参入が全面自由化されるとともに、一般家庭や商店を含むすべての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになりました。

電気の小売事業へ新規参入した事業者の中には、再生可能エネルギーを主な電力源とする事業者や、ICTやAI、ロボットなどの最新技術を活用したサービスを提供する事業者もあらわれています。

また、こうした自由化の動きに合わせ、国や電力会社が主導して、すべての需要家へのスマートメーター*の設置が進められています。従来の電力メーターからスマートメーターへの切り替えが進むことで、各需要家の電力の使用状況等がより詳細に把握できるようになることから、消費者の省エネ意識の拡大や、電力会社などによる新たなサービスの提供などが期待されています。

5 省エネルギー化の推進

いわゆる省エネ法*の制定以来、家庭、業務、産業、運輸など各部門における省エネルギー化が推進されてきました。こうした中、国は、「第5次エネルギー基本計画」において、家庭及び業務部門では、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）*やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）*など建築物・住宅の省エネルギー化、産業及び運輸部門では、電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車*によるエネルギー利用の効率化などを掲げ、これらの普及促進に向けた取り組みを進めています。

また、平成27年（2015年）7月から、国では省エネ型の製品の購入等による地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」*を開始し、県においても、事業所や学校を対象とする「福島議定書事業」*や、一般家庭を対象とする「エコチャレンジ事業」*を実施し、さらなる省エネルギーの推進に取り組んでいます。

6 「持続可能な開発目標（SDGs）」*

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2030年までに先進国も途上国もすべての国が関わって解決・達成すべき世界共通の目標として、平成27年（2015年）9月、国連にて全会一致で採択されました。エネルギーや水資源、気候変動など環境に関する課題だけでなく、貧困や保健、教育や経済成長など、幅広い課題に関する17項目のゴール（目標）とそれらに付随する具体的な169のターゲット（達成基準）によって構成されており、環境問題はこれらの経済的・社会的な課題と不可分であることが明記されています。

こうした考え方を踏まえ、平成30年（2018年）4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」*において国は、「地域循環共生圏」*という新たな理念を打ち出し、多様な主体のパートナーシップにより、環境・経済・社会の統合的向上の具現化を進めるとしています。

第4節 環境目標等の進捗状況について

各環境目標等の進捗状況は8～9ページのとおりです。

なお、各環境目標等の現状値、中期目標値、目標値は改訂前のものです（温室効果ガス排出量、再生可能エネルギー供給目標値を除く（後述））。

第5節 改訂版における見直し等の概要

1 環境目標等の見直し

平成29年（2017年）2月に策定された「会津若松市第7次総合計画」（計画期間：平成29年（2017年）度から平成38年（2026年）度）や、「第2期環境基本計画」策定以降に策定・改訂されたこのほかの市の計画を踏まえ、改訂版では、一部の環境目標について数値を更新しました。

また、進捗状況や国、県の動向などを踏まえた環境目標等の見直しも行いました。

■見直しを行った環境目標等とその概要

見直しを行った環境目標等		見直しの概要（理由）	該当頁
個別目標 1－2	汚水処理人口普及率	目標値の更新（市第 7 次総合計画の策定）	34
個別目標 2－1	森林施業面積	中期目標値、目標値の更新（同上）	41
個別目標 2－2	有機栽培ほ場面積	目標値の削除（市第 3 次食料・農業・農村基本計画の策定）	43
個別目標 2－2	環境保全型農業直接支援対策事業の取組面積	新たに環境目標として追加（同上）	43
個別目標 2－2	担い手に集積された農用地の面積割合	目標値の更新（同上）	43
個別目標 2－3	農業集落排水施設水洗化率	目標値の上方修正（目標達成）	46
基本目標 3	温室効果ガス排出量の削減目標	現状値、目標値の再推計（国統計数値の改訂等）	50
個別目標 3－1	再生可能エネルギーの供給目標値	現状値、中期目標値、目標値の再推計（国統計数値の改訂等）	53
個別目標 3－2	エコドライブ宣言者数	目標値の上方修正（目標達成）	57
個別目標 3－2	「福島議定書事業」参加団体数（市内）	新たに環境目標として追加（県の取り組み動向等を踏まえた追加）	57
個別目標 3－2	「エコチャレンジ事業」参加世帯数（市内）	新たに環境目標として追加（同上）	57
個別目標 3－3	家庭用スマートメーター設置数	目標の見合わせ（国等の動向を踏まえた見合わせ）	61
個別目標 3－4	1 日 1 人あたりのごみ排出量	目標値の更新（市一般廃棄物処理基本計画の策定）	63
個別目標 3－4	リサイクル率	目標値の削除（同上）	63
個別目標 3－4	総リサイクル量	新たに環境目標として追加（同上）	63
個別目標 4－2	公園等緑化愛護会数	目標値の更新（市第 7 次総合計画の策定）	68

2 温室効果ガス排出量*等の再推計（基本目標 3、個別目標 3－1、個別目標 3－3）

平成 28 年（2016 年）12 月、精度向上などを目的に、国の統計（「都道府県別エネルギー消費統計*」）の作成方法が変更され、数値が平成 2 年（1990 年）度まで遡って改訂されました。

市域全体の温室効果ガス排出量および再生可能エネルギーの供給目標値については、この統計の数値をもとに推計を行っていることから、改訂後の数値に基づき、基準年度（平成 22 年（2010 年）度）も含め再推計を行い、より実態に近い数値としました。

これにより、改訂版において、温室効果ガス排出量の削減目標（基本目標 3）と一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギー供給量の割合の目標（個別目標 3－1、個別目標 3－3）を下記のとおり更新しました。

■温室効果ガス排出量の削減目標（基本目標 3）

	更新前	更新後（改訂版）
温室効果ガス排出量の削減目標	平成 22 年（2010 年）度比で <u>20%</u> 削減 (186.7 千トン CO2 削減)	平成 22 年（2010 年）度比で <u>13.2%</u> 削減 (135.0 千トン CO2 削減)

（部門ごとの推計値）

部門	更新前	更新後（改訂版）
産業部門	平成 22 年度 <u>154.9 千トン CO2</u> (2010 年度) → 平成 35 年度 <u>161.2 千トン CO2</u> (2023 年度)	平成 22 年度 <u>233.2 千トン CO2</u> (2010 年度) → 平成 35 年度 <u>298.4 千トン CO2</u> (2023 年度)
民生家庭部門	平成 22 年度 <u>241.9 千トン CO2</u> → 平成 35 年度 <u>189.6 千トン CO2</u>	平成 22 年度 <u>219.2 千トン CO2</u> → 平成 35 年度 <u>233.3 千トン CO2</u>
民生業務部門	平成 22 年度 <u>237.2 千トン CO2</u> → 平成 35 年度 <u>196.0 千トン CO2</u>	平成 22 年度 <u>297.3 千トン CO2</u> → 平成 35 年度 <u>264.2 千トン CO2</u>
運輸部門	平成 22 年度 <u>186.6 千トン CO2</u> → 平成 35 年度 <u>170.6 千トン CO2</u>	平成 22 年度 <u>176.1 千トン CO2</u> → 平成 35 年度 <u>166.3 千トン CO2</u>
その他	平成 22 年度 <u>112.0 千トン CO2</u> → 平成 35 年度 <u>87.5 千トン CO2</u>	平成 22 年度 <u>92.8 千トン CO2</u> → 平成 35 年度 <u>40.0 千トン CO2</u>
再生可能エネルギーの導入	平成 35 年度 <u>59.9 千トン CO2</u> の削減	平成 35 年度 <u>118.6 千トン CO2</u> の削減
合計	平成 22 年度 <u>932.6 千トン CO2</u> → 平成 35 年度 <u>745.9 千トン CO2</u>	平成 22 年度 <u>1,018.6 千トン CO2</u> → 平成 35 年度 <u>883.6 千トン CO2</u>

■再生可能エネルギーの供給目標値（個別目標 3－1、個別目標 3－3）

	更新前	更新後（改訂版）
一次エネルギー需要	現状値（平成 22 年（2010 年）度） <u>15,247.6TJ</u> 中期目標値（平成 30 年（2018 年）度） <u>14,620.4TJ</u> 目標値（平成 35 年（2023 年）度） <u>13,608.4TJ</u>	現状値（平成 22 年（2010 年）度） <u>15,976.5TJ</u> 中期目標値（平成 30 年（2018 年）度） <u>14,585.3TJ</u> 目標値（平成 35 年（2023 年）度） <u>14,245.8TJ</u>
一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギーの供給量の割合	現状値（平成 22 年度） <u>41%</u> 中期目標値（平成 30 年度） <u>51%</u> 目標値（平成 35 年度） <u>60%</u>	現状値（平成 22 年度） <u>39%</u> 中期目標値（平成 30 年度） <u>51%</u> 目標値（平成 35 年度） <u>57%</u>

3 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連について

「持続可能な開発目標（SDGs）」の根幹には、「将来世代のニーズを損なわずに、現代世代のニーズを満たす」という「持続可能な開発」という考え方があります。

こうした考え方は、「良好な環境を保全及び創造し、将来の世代に継承していく」責務を明記している会津若松市環境基本条例や、「環境を守りながら、快適で豊かな生活を目指すこと」を「スマート」と定義し、「環境の負荷の少ない持続的発展が可能な社会、人と自然が共生し市民が安心して暮らせる社会づくり」を目指す「第2期環境基本計画」にも反映されており、改訂版においても、こうした基本理念のもとに、国の「地域循環共生圏」の考え方を踏まえつつ、環境施策を総合的かつ計画的に推し進めていきます。

■「持続可能な開発目標（SDGs）」ロゴマーク



4 その他の見直し等

- 本計画に含めている「会津若松市猪苗代湖水環境保全推進計画*」、「会津若松市新エネルギービジョン*」、「会津若松市バイオマス活用推進計画*」及び「会津若松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の4計画についても、本計画の改訂に伴い、改訂を行いました。
- 各種統計や観測データ、規制値等について、最新のものに更新しました。
- 平成30年（2018年）度に市民などを対象に実施した環境意識調査（アンケート）の結果について、計画策定時の調査結果との比較を行いました。
- このほか、適宜字句等の修正などを行いました。

環境目標進捗状況一覧

【H29(2017)年度達成状況】◎・・・H35(2023)目標達成 ○・・・H30(2018)目標達成 ×・・・いずれも未達成

※ 各環境目標の現状値、中期目標値、目標値は改訂前のものです(再生可能エネルギー供給目標値を除く)。

個別目標		環境目標		現状値	実績				目標			
				H24(2012)	H26(2014) 実績値	H27(2015) 実績値	H28(2016) 実績値	H29(2017) 中間評価値 達成状況		H30(2018) 中期目標値	H35(2023) 目標値	
基本目標 1	1-1	水路への油漏れ事故等の件数		9件	12件	12件	14件	14件	×	5件	0件	
		地下水の有機塩素化合物未検出率		56%	44%	67%	89%	78%	○	78%	100%	
	1-2	河川の水質の環境基準達成率		71%	86%	86%	86%	100%	◎	85%	100%	
		汚水処理人口普及率		79.7%	81.2%	82.2%	83.4%	83.9%	○	83%	88%	
		自動車騒音に係る環境基準の達成率		100%	92%	100%	100%	100%	◎	100%	100%	
	1-3	毎時0.23μSv(追加的被ばく線量の推計が年間1mSv)を超える地区の数		7地区	0地区	0地区	0地区	0地区	◎	0地区	0地区	
		放射線の影響を不安に感じる市民の割合		44.8%	—	—	—	(H30) 31.0%	×	10%	0%	
基本目標 2	2-1	森林施業面積		1,347ha	1,552ha	1,611ha	1,691ha	1,757ha	×	2,165ha	2,785ha	
		自然環境や動植物の保護を行う市民の割合		21%	—	—	—	(H30) 10.5%	×	45%	60%	
	2-2	有機栽培ほ場面積		43ha	37ha	40ha	33ha	(H28) 33ha	×	(H28) 50ha	—	
		担い手に集積された農用地の面積割合		59.1%	64.2%	68.5%	73.1%	(H28) 73.1%	○	(H28) 70%	—	
	2-3	農業集落排水施設水洗化率		共和:90.4% 赤井:97.0%	共和:91.3% 赤井:97.2%	共和:92.7% 赤井:98.5%	共和:92.8% 赤井:98.4%	共和:92.7% 赤井:98.9%	◎	共和:91.0% 赤井:97.6%	共和:91.5% 赤井:98.1%	
		高度処理型浄化槽の普及率		25.9%	29.7%	27.9%	27.9%	29.1%	×	36%	45%	
		猪苗代湖・流域清掃活動参加者数		514名	516名	567名	502名	512名	×	580名	600名	
		猪苗代湖及び流入河川の水質	中田浜	COD	0.7mg/ℓ	0.8mg/ℓ	1.1mg/ℓ	0.9mg/ℓ	1.4mg/ℓ	×	0.7mg/ℓ以下	0.7mg/ℓ以下
				全窒素	0.18mg/ℓ	0.22mg/ℓ	0.16mg/ℓ	0.18mg/ℓ	0.20mg/ℓ	◎	0.2mg/ℓ以下	0.2mg/ℓ以下
				全リン	0.011mg/ℓ	0.010mg/ℓ	0.005mg/ℓ	0.008mg/ℓ	0.007mg/ℓ	◎	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
			赤井川	BOD	1.4mg/ℓ	2.2mg/ℓ	1.3mg/ℓ	1.6mg/ℓ	1.2mg/ℓ	◎	1.3mg/ℓ以下	1.2mg/ℓ以下
				全窒素	1.24mg/ℓ	1.33mg/ℓ	0.79mg/ℓ	1.07mg/ℓ	0.79mg/ℓ	◎	1.2mg/ℓ以下	1.1mg/ℓ以下
				全リン	0.093mg/ℓ	0.092mg/ℓ	0.051mg/ℓ	0.103mg/ℓ	0.08mg/ℓ	◎	0.09mg/ℓ以下	0.08mg/ℓ以下
			原川	BOD	0.8mg/ℓ	1.0mg/ℓ	0.9mg/ℓ	1.2mg/ℓ	1.0mg/ℓ	×	0.8mg/ℓ以下	0.8mg/ℓ以下
				全窒素	0.53mg/ℓ	0.45mg/ℓ	0.30mg/ℓ	0.39mg/ℓ	0.29mg/ℓ	◎	0.5mg/ℓ以下	0.5mg/ℓ以下
				全リン	0.031mg/ℓ	0.030mg/ℓ	0.017mg/ℓ	0.035mg/ℓ	0.027mg/ℓ	◎	0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
基本目標 3	3-1	再生可能エネルギーの供給目標値(熱量換算) ※国の統計数値の改訂に伴う再推計後の数値		太陽光発電	(H22) 20.3TJ	(H23) 28.4TJ	(H24) 39.5TJ	(H25) 50.2TJ	(H26) 85.4TJ	×	152.3TJ	344.3TJ
				太陽熱利用	(H22) 0.3TJ	(H23) 0.3TJ	(H24) 0.5TJ	(H25) 0.5TJ	(H26) 0.5TJ	◎	0.5TJ	0.5TJ
				風力発電	(H22) 0.0TJ	(H23) 0.0TJ	(H24) 0.0TJ	(H25) 0.0TJ	(H26) 31.8TJ	×	516.7TJ	750.1TJ
				水力発電	(H22) 6,206.7TJ	(H23) 6,138.3TJ	(H24) 6,172.9TJ	(H25) 6,201.1TJ	(H26) 6,223.3TJ	○	6,219.5TJ	6,245.3TJ
				うち小水力発電 (1,000kW未満)	(H22) 61.2TJ	(H23) 61.2TJ	(H24) 61.2TJ	(H25) 61.2TJ	(H26) 61.2TJ	×	74.1TJ	99.8TJ
				地熱発電	(H22) 0.0TJ	(H23) 0.0TJ	(H24) 0.0TJ	(H25) 0.0TJ	(H26) 0.0TJ	—	0.0TJ	0.0TJ
				うち地熱バイナリー 発電	(H22) 0.0TJ	(H23) 0.0TJ	(H24) 0.0TJ	(H25) 0.0TJ	(H26) 0.0TJ	—	0.0TJ	0.0TJ
				バイオマス発電	(H22) 0.0TJ	(H23) 260.2TJ	(H24) 390.3TJ	(H25) 390.3TJ	(H26) 390.4TJ	×	392.3TJ	392.3TJ
				バイオマス熱利用	(H22) 12.8TJ	(H23) 13.6TJ	(H24) 14.2TJ	(H25) 14.2TJ	(H26) 14.4TJ	×	147.5TJ	417.1TJ
				バイオマス燃料製造	(H22) 2.1TJ	(H23) 2.0TJ	(H24) 2.0TJ	(H25) 2.0TJ	(H26) 2.0TJ	×	2.4TJ	3.1TJ
				温度差熱利用	(H22) 6.8TJ	(H23) 6.8TJ	(H24) 7.1TJ	(H25) 7.2TJ	(H26) 7.2TJ	◎	7.2TJ	7.2TJ

個別目標		環境目標		現状値	実績				目標			
				H24(2012)	H26(2014) 実績値	H27(2015) 実績値	H28(2016) 実績値	H29(2017) 中間評価値 達成状況		H30(2018) 中期目標値	H35(2023) 目標値	
基本目標3	3-1	再生可能エネルギーの供給目標値(熱量換算) ※国の統計数値の改訂に伴う再推計後の数値	雪氷熱利用	(H22) 0.0TJ	(H23) 0.0TJ	(H24) 0.0TJ	(H25) 0.0TJ	(H26) 0.0TJ	－	0.0TJ	0.0TJ	
			計	(H22) 6,249.0TJ	(H23) 6,189.5TJ	(H24) 6,496.4TJ	(H25) 6,665.5TJ	(H26) 6,755.1TJ	×	7,438.5TJ	8,160.0TJ	
			一次エネルギー需要	(H22) 15,976.5TJ	(H23) 16,100.1TJ	(H24) 16,021.6TJ	(H25) 16,091.6TJ	(H26) 15,280.4TJ	×	14,585.3TJ	14,245.8TJ	
			一次エネルギー需要に占める再生可能エネルギー供給量の割合	(H22) 39.1%	(H23) 38.4%	(H24) 40.6%	(H25) 41.4%	(H26) 44.2%	×	51%	57%	
		バイオマスの活用目標	廃棄物系バイオマス	生ごみ利用率	(H22) 27%	25%	25%	26%	24%	×	40%	50%
				下水汚泥利用率	(H22) 23%	69%	70%	72%	72%	◎	60%	60%
			未利用系バイオマス	廃食用油利用率	(H22) 26%	59%	59%	58%	55%	○	40%	60%
				間伐材利用率	(H22) 0%	37%	36%	35%	20%	◎	17%	20%
	3-2	省エネ診断等の受診施設数(平成21年度からの累計)			(H22) 4件	19件	24件	26件	28件	×	45件	70件
		各家庭における節電・節水等の省エネ取り組み率			76%	－	－	－	(H30) 72.8%	×	85%	100%
		エコドライブ宣言者数			(H22) 164名	249名	279名	286名	304名	◎	250名	300名
	3-3	家庭用スマートメーター設置数 ※通信機能が標準化されたもの			(H22) 0台	約100台	約500台	約500台	約500台	○	400台	600台
		電気自動車・プラグインハイブリッド車台数			(H22) 5台	142台	168台	209台	268台	×	800台	8,000台
		充電器設置数(一般家庭除く)			(H22) 6基	24基	33基	34基	34基	○	27基	40基
		3-4	1日1人あたりのごみ排出量 ※「市一般廃棄物処理基本計画」旧統計による算出			(H22) 1,070g	1,121g	1,141g	－	(H27) 1,141g	×	(H27) 988g
	リサイクル率			(H22) 15.8%	15.6%	15.2%	－	(H27) 15.2%	×	(H27) 17.0%	－	
基本目標4	4-1	環境教室(子ども向け・市民向け)参加者数			117名	150名	105名	105名	136名	×	300名	450名
		環境関連の出前講座の実施回数			37回	20回	20回	21回	17回	×	45回	50回
	4-2	環境関連イベントの参加者数			5,191名	5,758名	5,793名	5,657名	4,296名	×	6,000名	7,000名
		公園等緑化愛護会数			85団体	82団体	79団体	81団体	80団体	×	87団体	90団体

市域全体の温室効果ガス排出量(推計値) 状況一覧

※ 下記は、国の統計数値の改訂に伴う再推計後の数値です。

	部門	現状値	実績					目標	
		H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	中間評価値 達成状況	H35(2023)	
			実績値	実績値	実績値			排出量	現状値との差
基本目標 3	産業部門	233.2	229.1	287.0	286.4	270.5	×	298.4	+65.2
	民生家庭部門	219.2	257.0	274.3	268.4	262.8	×	233.3	+14.1
	民生業務部門	297.3	366.0	371.5	357.9	335.7	×	264.2	−33.1
	運輸部門	176.1	204.3	180.2	200.4	186.0	×	166.3	−9.8
	その他	92.8	92.4	95.2	57.0	61.6	×	40.0	−52.8
	再生可能エネルギーの導入による削減量	—	+3.3	−15.2	−25.2	−29.6	×	−118.6	−118.6
	計	1,018.6	1,152.1	1,193.0	1,144.9	1,087.0	×	883.6	−135.0

第 1 編 基本理念及び基本目標

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本理念

この計画は、会津若松市環境基本条例（資料1）第3条の基本理念に基づいて、環境施策を総合的かつ計画的に推し進めるためのものです。

同条例の前文でも、生産活動や消費活動が地球環境に与える影響への対応、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を掲げています。また、本市では現在「スマートシティ会津若松」を目指し、その取り組みを進めております。

これらを踏まえ、第2期環境基本計画においても、前計画の「環境の保全と創造の持続性」「協働」「主体的参画」の基本理念は受け継ぎながら、環境の負荷の少ない持続的発展が可能な社会、人と自然が共生し市民が安心して暮らせる社会づくりを目指します。

会津若松市環境基本条例

（前文）

わたしたちのまちには、雄大な自然と史跡若松城跡に代表される豊富な歴史的文化遺産の中で、今日まで着実な発展を続けてきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、本市においても新たな課題として都市型及び生活型公害の発生や廃棄物の増加及び不法投棄等の問題が顕在化してきており、さらに、元来自然が持つ浄化能力を上回る生産活動や消費活動そのものが直接、間接に地球規模で環境に影響を与えていることから、新たな対応が求められている。

健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは市民の権利であり、わたしたちは、この良好な環境を保全及び創造し、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

このような認識の下、市民、事業者及び行政のすべての者の協力と働きかけによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できる会津若松市の実現を目指し、この条例を制定する。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとの認識に立ち、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるようにするため、環境資源及び自然の生態系*に十分配慮し、適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者の協力と働きかけによって行われなければならない。

3 地球環境保全は、あらゆる事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。



第2節 計画の考え方及び役割・性格

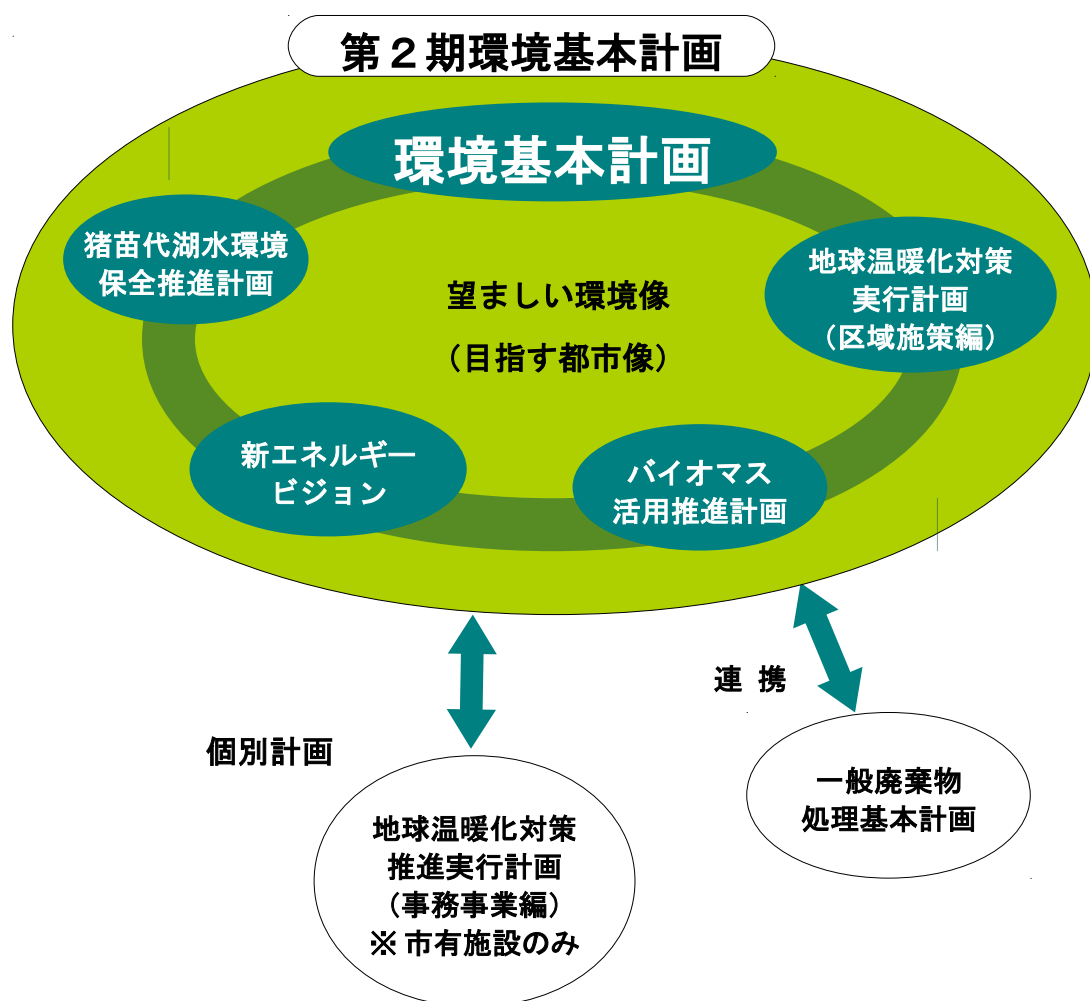
この計画は、市環境基本条例第8条（環境基本計画の策定及び公表）に基づき策定するものであり、国や福島県の環境基本計画との関連性に配慮しながら、「会津若松市総合計画」*を環境面から実現する、環境行政の最上位計画の役割を持ちます。

また、その他の環境に関連する計画や各種の事業計画などについても、各施策の内容と整合を図ります。

そのため、「会津若松市猪苗代湖水環境保全推進計画」、「会津若松市新エネルギービジョン」、「会津若松市バイオマス活用推進計画」及び「会津若松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の4計画について、本計画に含めることにより効果的に進行管理を図ります。

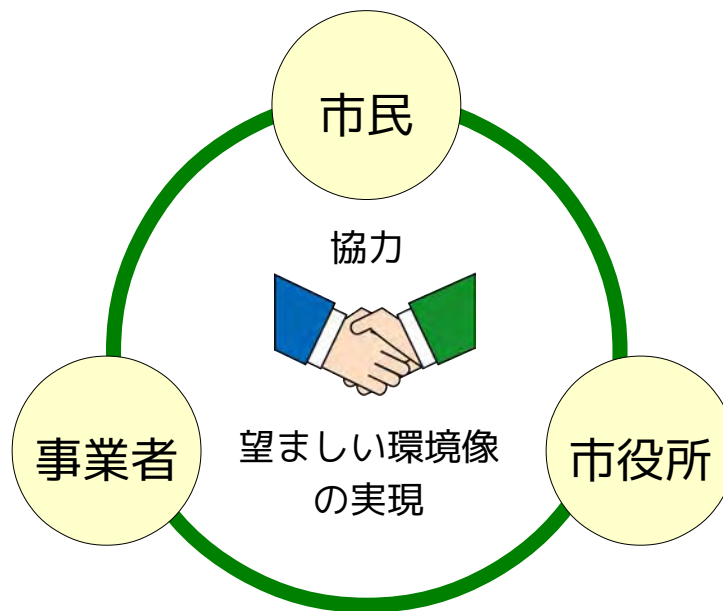
なお、「会津若松市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」*及び「会津若松市地球温暖化対策推進実行計画」*（市有施設からの温室効果ガス排出削減目標を定めたもの）については、各法令による策定義務等を含めた計画の取り扱いが異なるため、本計画に統合せず、相互に連携を図るものとします。

<< 第2期環境基本計画策定イメージ >>



計画の役割・性格は以下のとおりです。

- 第7次会津若松市総合計画の基本構想に掲げるまちづくりのビジョン「ともに歩み、ともに創る「温故創しん」会津若松」を環境面から実現していくために、施策の策定等に当たっての基本的方向を明らかにしています。
- 市環境基本条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策を明らかにしています。
- 「望ましい環境像」及び4つの「環境目標」を設定し、施策展開の方向及び可能な限り目標値を定め、達成を図ります。
- 市環境基本条例に定められている、事業者・市民の責務を果たすため、事業者及び市民についての「環境配慮指針」*を定め、行動の促進を図ります。
- 各種事業計画と本計画との整合・連携を図ります。



【参考】市環境基本条例

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、会津若松市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときには、これを公表しなければならない。

5 環境基本計画を変更する場合は、前2項の規定を準用する。

第3節 計画の期間

計画の期間は、平成26年（2014年）度を初年度とし、平成35年（2023年）度を目標年度としています。ただし、計画の中間年度である平成30年（2018年）度に、本計画がより実効性の高いものとなるよう、市の総合計画等との整合や、国や県等の動向を踏まえながら、これまでの取組成果の検証・分析や目標等の再検討など中間見直しを行い、改訂版を策定しました。

また、今後、エネルギー政策など国の動向により、必要に応じて見直しを行います。

第4節 計画の構成

本計画の構成は、「序章」、「基本理念及び基本目標」、「基本計画」、「計画の推進に向けて」及び「資料編」の5編で構成しています。

第2期環境基本計画（改訂版）

序章

- 改訂の趣旨
- 改訂の基本的な考え方
- 本市を取り巻く環境状況の変化
- 環境目標等の進捗状況について
- 改訂版における見直し等の概要

第1編 基本理念及び基本目標

- 計画の基本理念や位置づけ
- 本市の環境の現況と課題
- 「望ましい環境像」及び基本目標

第2編 基本計画

- 望ましい環境像及び4つの基本目標を達成するために、市が行う取り組み（個別目標ごとに整理）

第3編 計画の推進に向けて

- 市民と事業者の「環境配慮指針」
- 計画の進行管理

資料編

- 関連条例
- 環境基準*・規制基準（35ページ）
- 本市の放射線に関する状況等
- 本市の温室効果ガス排出量等
- 用語解説

第2章 本市の環境の現況と課題

第1節 社会環境

1 地勢

本市は、福島県の西部、会津盆地の東南に位置し、東は猪苗代湖と接し、南は大戸岳、布引山など諸山岳を境とし、西は会津盆地を縦断する阿賀野川水系阿賀川（大川）を越え、市域面積は382.99km²です。

市街地は、東から西へ緩やかな傾斜を示し、その中心を阿賀野川水系湯川が流れ、阿賀川へ注いでいます。

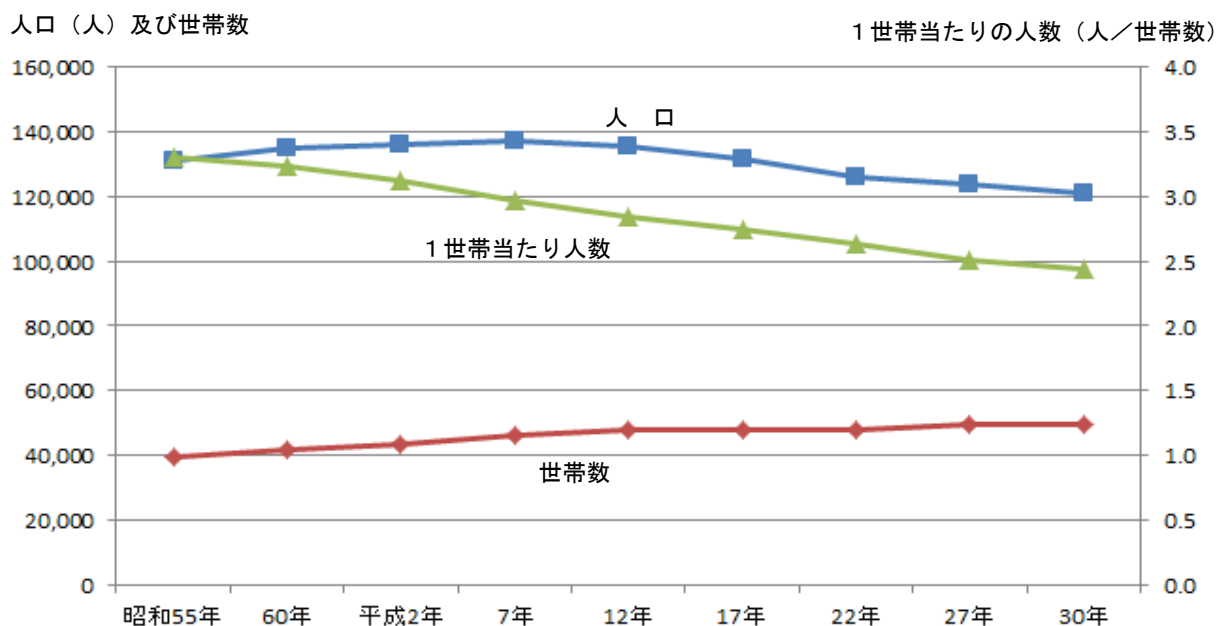


2 人口等

本市は、平成16年（2004年）11月1日に北会津村と、平成17年（2005年）11月1日に河東町と合併し、平成30年（2018年）4月1日現在の現住人口は121,068人です。

近年は、世帯数は増加しているものの、人口及び1世帯当たりの人数は減少傾向にあります。こうしたことから、平成27年（2015年）4月、本市では「会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」*等を策定し、「10万人程度の長期的な安定人口の実現」を目指すこととしております。

■人口および世帯数の推移



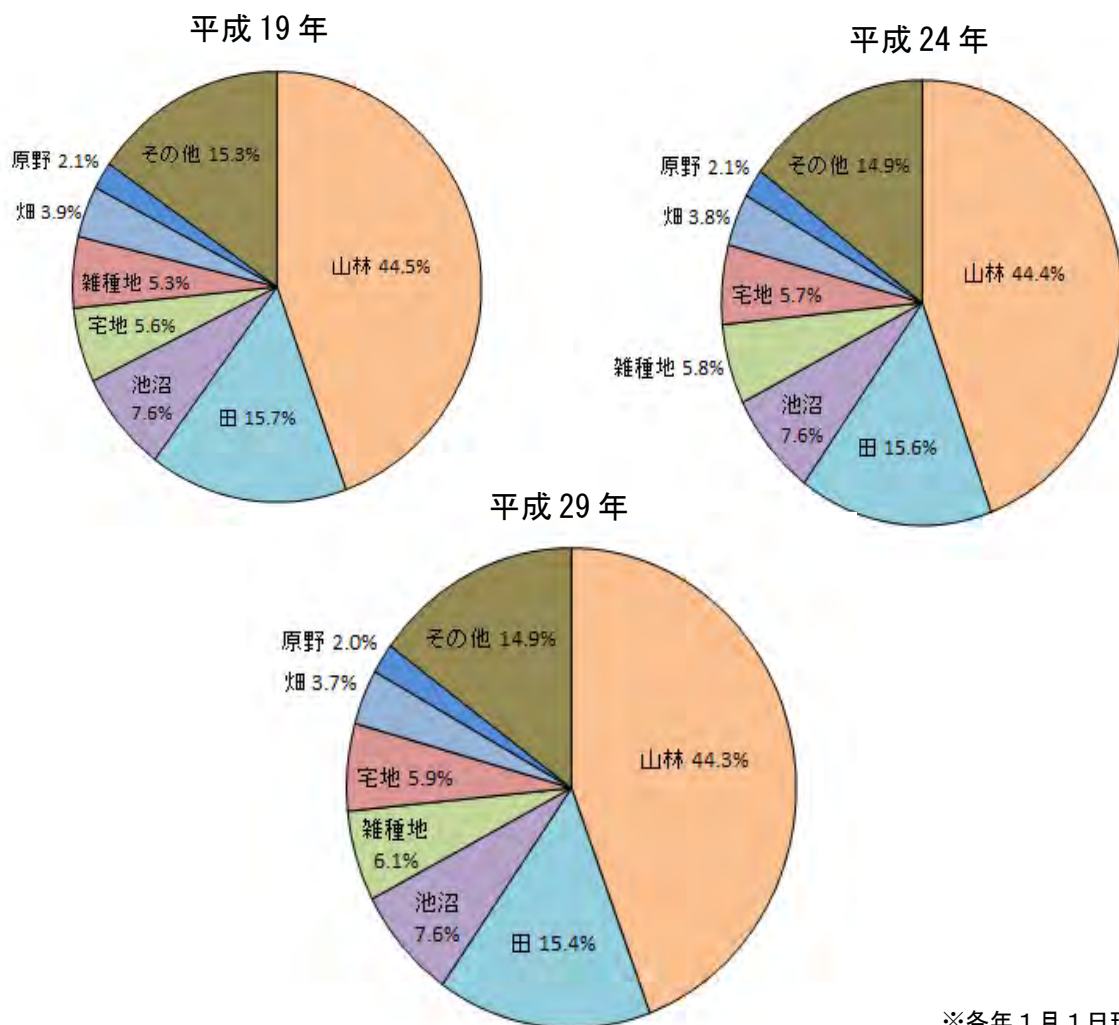
（資料：国勢調査（平成30年は4月1日の現住人口））

3 土地利用

本市の面積は、合併等に伴い約 382.99km²に拡大しました。本市は山々に囲まれた盆地にあり、面積の半分近くを山林が占めています。

土地利用の割合には大きな変化は見られませんが、人口減少・少子高齢化の進行等を踏まえ、環境に配慮し、住みやすく、暮らしやすいまちづくりが必要となります。

■地目別土地利用割合



※各年 1 月 1 日現在
(資料：固定資産概要調書)

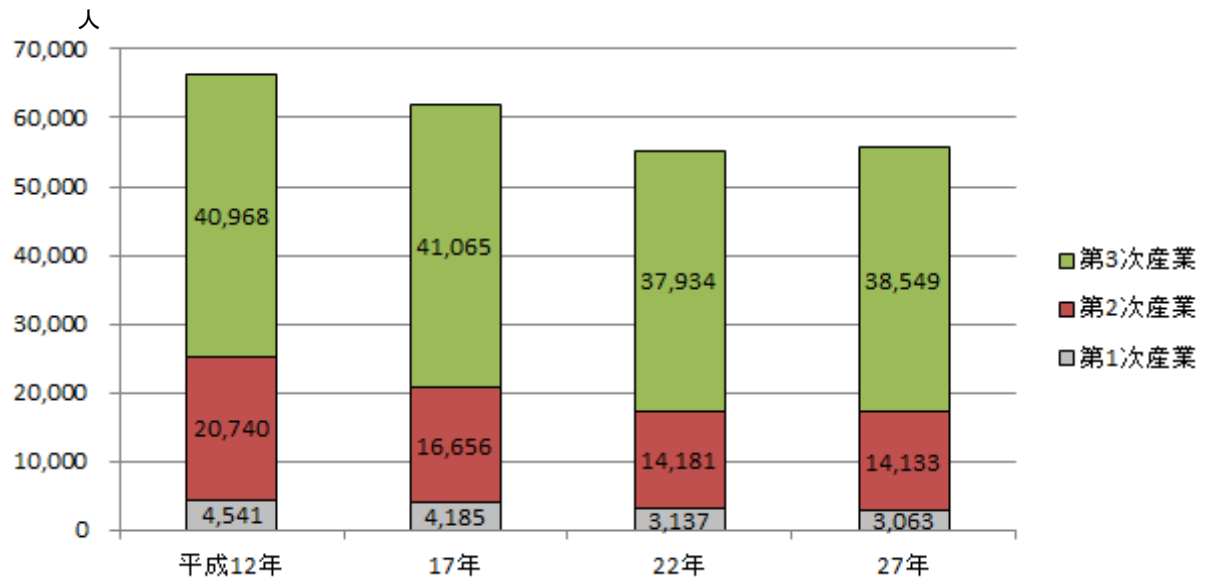
4 産業

本市では、生産年齢人口の減少により、第 1 次産業・第 2 次産業・第 3 次産業のすべてにおいて就業人口が減少傾向にあります。(次ページ参照)

今後は、地域の特性を活かした観光や農業をはじめとする各種産業の振興を図るとともに、企業誘致や新規産業の創出を推進していく必要があります。

こうした中、事業活動における省エネ活動やゼロエミッション*等による環境負荷*の低減、空調機器・動力機器等の高効率化等による燃料消費量の削減、再生可能エネルギーや電気自動車の活用等による低炭素化の推進など、企業や事業者における環境配慮の取り組みも広がっています。

■産業別従業者数の推移



(資料：国勢調査)

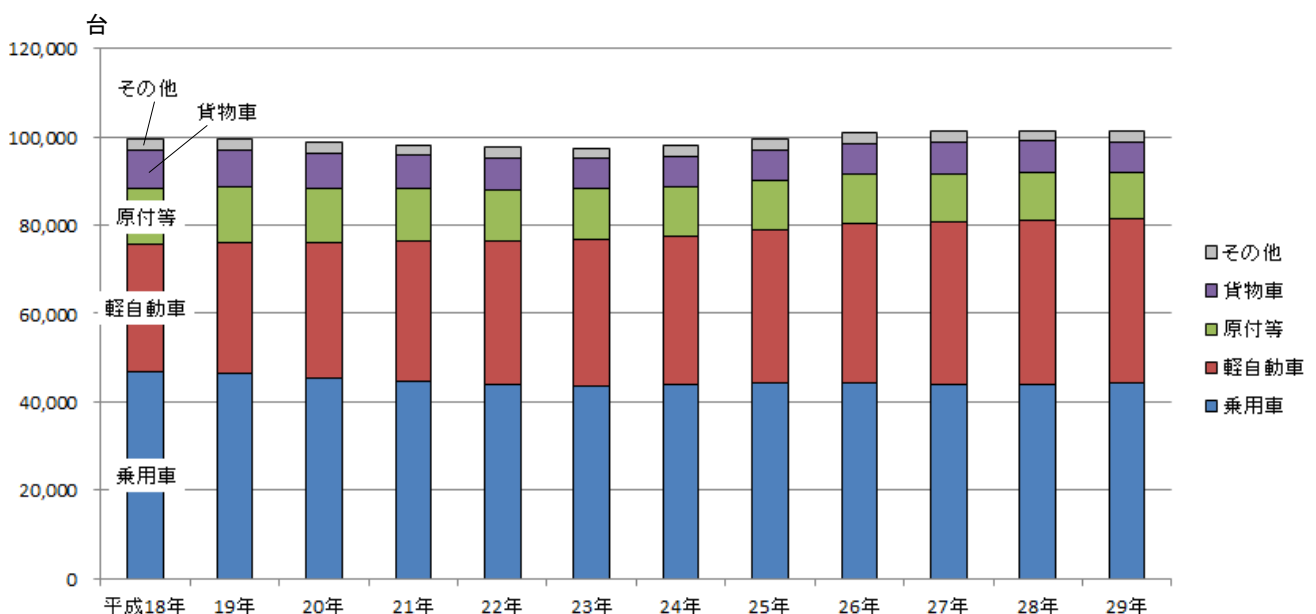
5 交通

本市の交通機関としては、鉄道やバス等の公共交通機関もありますが、主に自家用自動車 that 市民の足となっています。平成 29 年（2017 年）4 月現在の乗用車と軽自動車の合計登録数は約 81,000 台であり、他の車両を含め、ここ数年は増加傾向にあります。

自動車交通は、磐越自動車道の 4 車線化や会津縦貫北道路の開通により、市外とのアクセスはよくなりましたが、市内の一部においては道路が狭く、交通渋滞が発生している箇所も見られます。

自動車排出ガスは、地球温暖化*や大気汚染の一因となっているため、公共交通機関の利用促進やエコドライブ*の推進、電気自動車などの次世代自動車*の普及促進等を図っていくことが必要となります。

■自動車等登録台数の推移



※ その他…乗合用車両、（大型）特殊用途用車両

※ 原付等…原動機付き自転車、二輪の小型自動車、雪上車、小型の農耕用・特殊作業用車両

(資料：東北運輸局 及び 税務課)

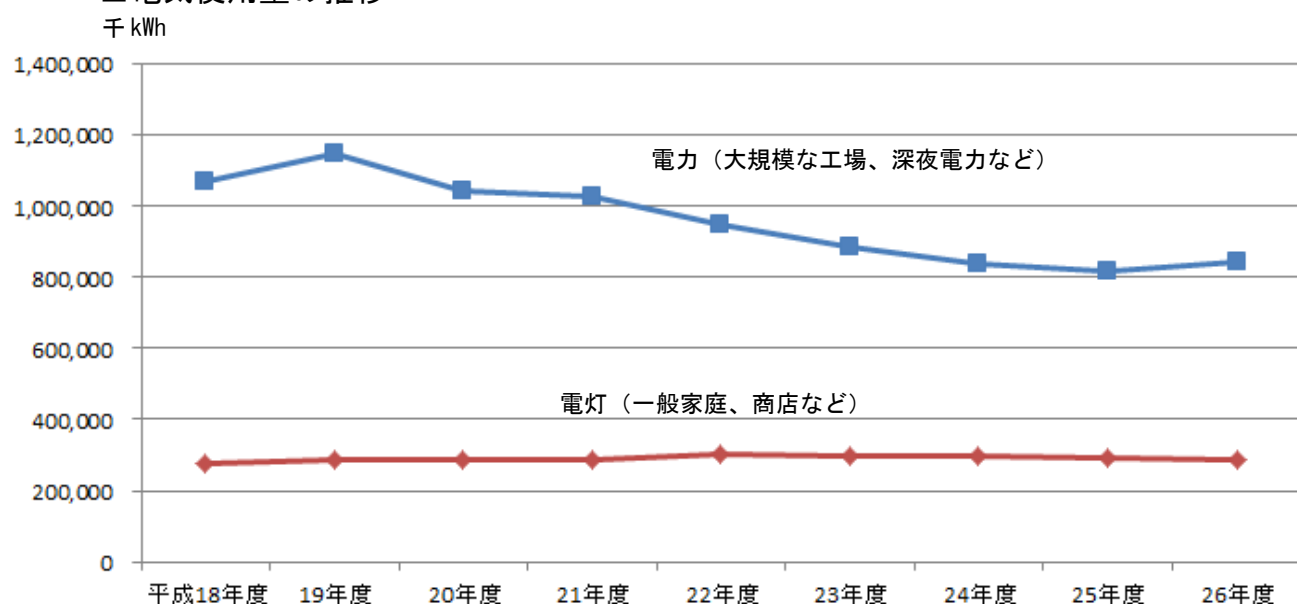
6 エネルギー（電気・ガス）

本市におけるエネルギー使用量は、電気については全体として減少傾向にあるものの、都市ガスについては、エネルギー種の転換により病院や老人保健施設等での使用量が増えたことなどにより、業務用は大幅な増加傾向となっています。

私たちの生活は、エネルギーの活用により便利で快適なものとなり、産業活動でも欠かすことができないばかりか、今後もさらに多くのエネルギーが必要になると考えられます。

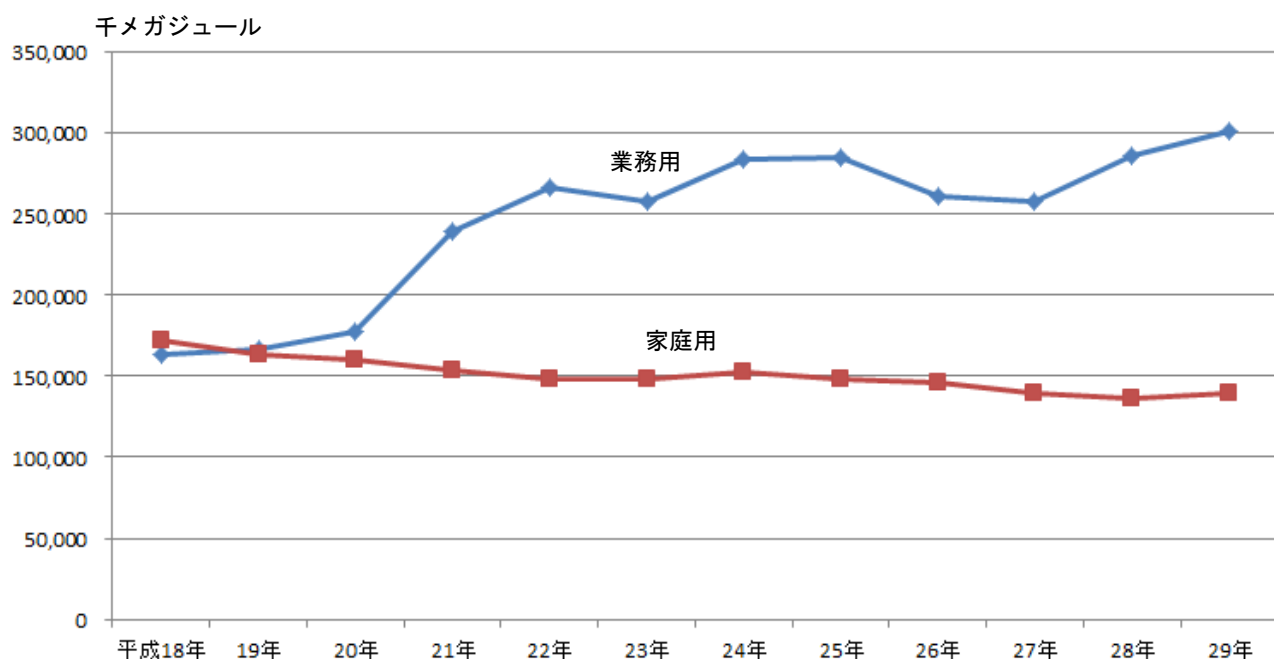
しかしながら、エネルギーを生み出すガスや石油などの化石燃料の使用は、地球温暖化や大気汚染の原因となるため、節電等をはじめとした省エネルギーに努め、環境への負荷の少ないライフスタイルに変えることが必要となります。

■電気使用量の推移



（資料：東北電力㈱）

■都市ガス使用量の推移



（資料：若松ガス㈱）

第2節 生活環境

1 大気 (104 ページ)

市内の大気汚染の状況は、県が設置している一般環境大気測定局*により常時監視するとともに、市も酸性雪の測定を毎年行い、大気の状態を確認しています。

これまでは、ほとんどの項目で環境基準を超えているものは測定されていませんでしたが、平成21年(2009年)5月に光化学オキシダント*濃度の上昇が確認され、本市で初めて光化学スモッグ*注意報が発令されました。

また、平成26年(2014年)2月には、微小粒子状物質(PM2.5)*の濃度の上昇が確認されましたが、濃度が上昇するメカニズムは現状では十分に解明されておらず、今後とも、国や県と連携し、迅速で正確な情報収集を行っていくことが必要となります。

2 水質 (105～106 ページ)

市内には阿賀川、湯川などの河川が流れ、「天鏡湖」と呼ばれ東北第1位の面積を持つ猪苗代湖があります。

水質の汚濁の程度を表すBOD*(生物化学的酸素要求量)値で見ると、市内の各河川とも上流部では良好ですが、住宅密集地から下流部では、以前より状況が改善しているものの、一部の河川では数値が高くなっています。

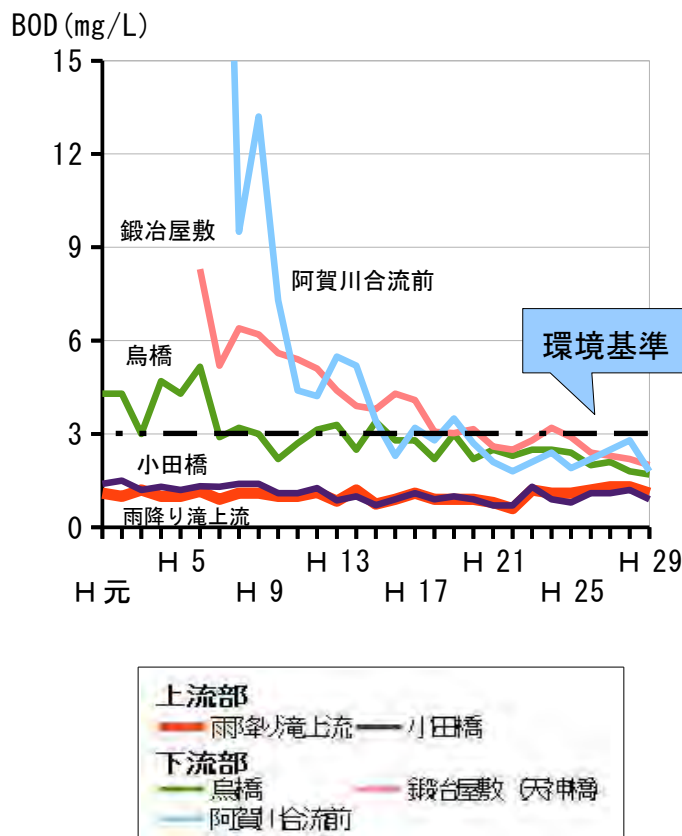
また、猪苗代湖の水質はもともと酸性でしたが、流入する河川の酸性度の低下などで中性化し、水質が悪化する傾向にあります。

下水道等が整備された地区では、全体的に、水質が改善される傾向がありますが、未整備地区においては、生活排水等による水質汚濁が続いています。

今後とも下水道や合併処理浄化槽*への接続・転換を促進するとともに、生活排水による河川の汚濁防止への配慮が必要となっています。

さらに、地下水については、昭和61年(1986年)より非飲用地下水調査*が行われており、延べ135地点の調査を実施しています。平成29年(2017年)度調査において9地点中2地点で有機塩素化合物*が検出されましたが、環境基準を超えた地点はありませんでした。今後とも地下水の汚染状況について、監視を続けていきます。

■ 湯川のBODの経年変化

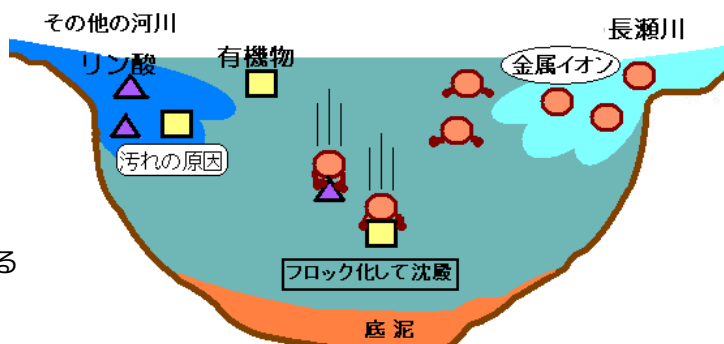


自然の浄化作用（きれいにする働き）のある猪苗代湖

猪苗代湖には、鉄やアルミニウムが溶け込んだ長瀬川の酸性の水が流れ込んでいます。長瀬川の水が猪苗代湖に入ると、溶けていた鉄などの金属が形を変え、水の汚れとなる有機物やリン*と結びついて、湖の底に泥となって沈んでいきます。こうした浄化作用がはたらくことで猪苗代湖の水質は、平均COD*の値が1.1と全国でもトップクラスのきれいな湖となっています。

<< 猪苗代湖の浄化作用の仕組み >>

1. リンや有機物が湖の底に沈む
↓
2. 植物性の微生物が増えにくくなる
↓
3. 有機物（汚れ）が増えにくい
↓
4. 水がきれい



■ 猪苗代湖は、自然の浄化作用がうまくはたらいっている湖です。

3 騒音・振動 (107～112 ページ)

工場・事業所や建設作業等から発生する騒音・振動については、関係法令により規制がされています。

平成29年（2017年）度における市内の環境騒音調査及び自動車騒音調査では、それぞれ6地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

今後とも、工場等の固定発生源*に対する規制の遵守徹底や監視を継続していくとともに、自動車騒音等を防止するために、道路の整備や運転マナーの向上など、総合的に取り組んでいくことが必要となります。

4 廃棄物

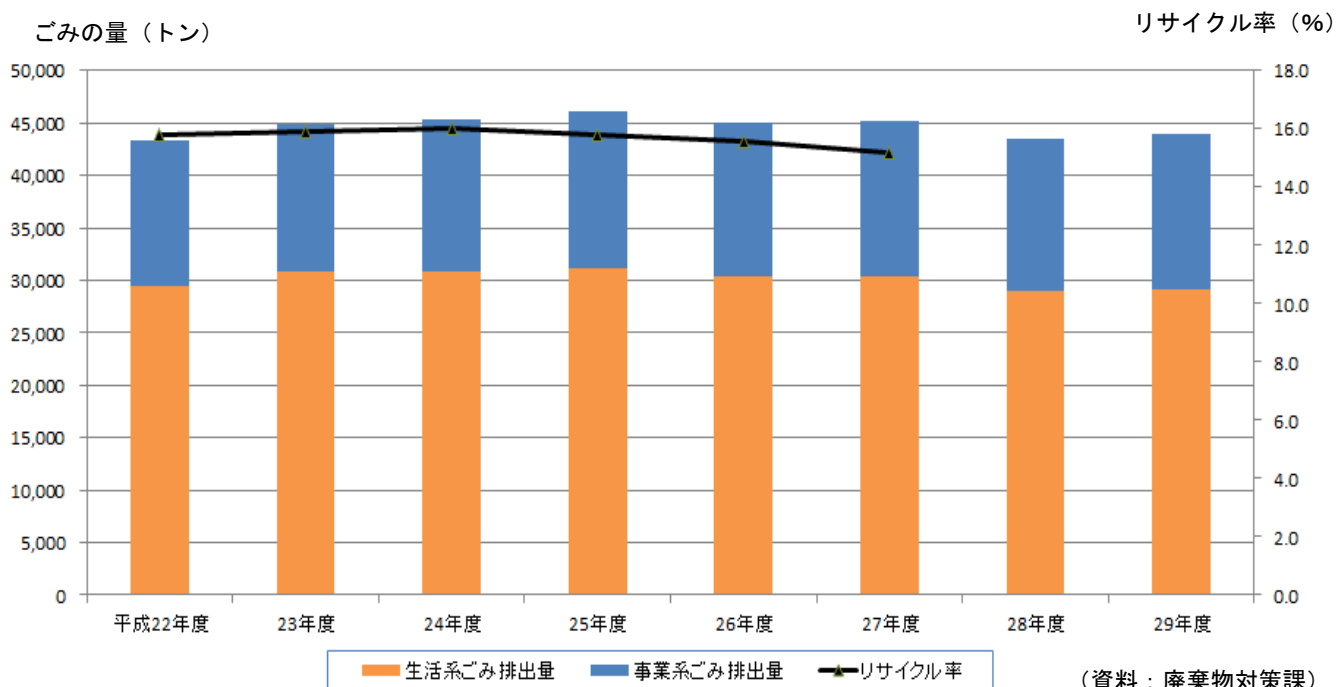
豊かな自然や限りある資源を次世代へ引き継いでいくためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムや生活スタイルを見直し、環境への負荷が少ない、資源循環型社会*を推進していく必要があります。

本市では、プラスチック製容器包装の分別収集、家庭用生ごみ処理機・容器に対する補助、学校給食施設から排出される生ごみのリサイクル*、レジ袋削減運動、古紙類やペットボトルの店頭回収など、市民・事業者・行政が一体となり「3R*運動」に取り組んできました。

その結果、東日本大震災以降、増加していたごみの排出量は、平成25年（2013年）度をピークに減少傾向にあります。

今後とも、ごみのさらなる減量化を目指し、引き続き「3R運動」に取り組むことが必要です。

■ごみの排出量とリサイクル率の推移



※リサイクル率については、平成28年（2016年）4月策定の「市一般廃棄物処理基本計画」において指標の見直しが行われたことにより、平成28年（2016年）度以降の数値は把握されていません。

3 Rってなあに？

3 Rとは、「リデュース（Reduce）＊＝できるだけごみを出さない」
「リユース（Reuse）＊＝使えるものはくり返し使う」
「リサイクル（Recycle）＝ごみを再び資源として利用する」
という3つの英語の頭文字を取った言葉です。
「リフューズ（Refuse）＝不要なものは買わない」
を加えて4 Rと呼ばれることもあります。

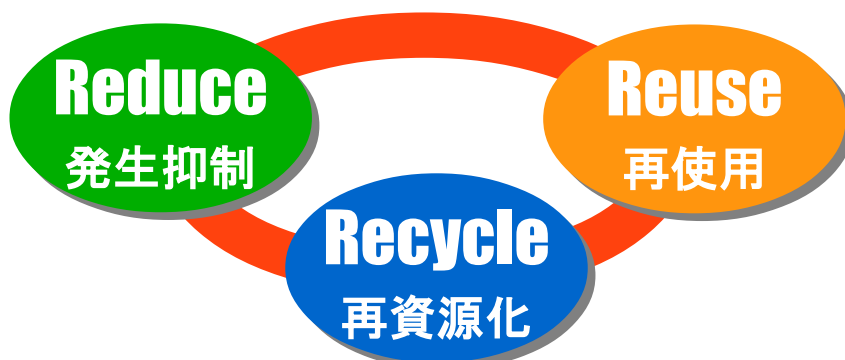
<< 例 >>

- ・詰め替え製品を使う
- ・マイバッグを利用する



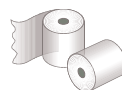
<< 例 >>

- ・バザーを利用する
- ・容器などを洗って使う



<< 例 >>

- ・古紙がトイレトーパーに
- ・ペットボトルが服に



第3節 自然環境

1 気候

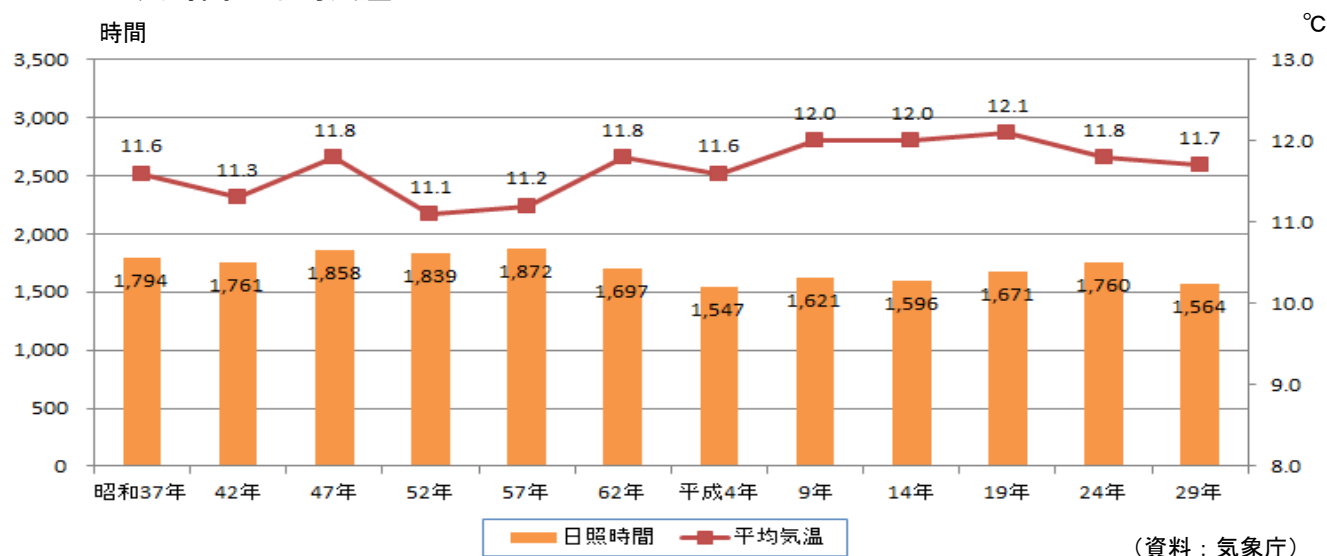
本市は、日本海側の気候に属しますが、太平洋側と日本海側の気候の接点にあたり、そのうえ四方を山々に囲まれた盆地であるため、内陸盆地特有の気候条件も加わった複雑な気候を示します。冬季には晴天が少なく降雪の多い日本海側の気候となり、夏季には反対に盆地特有の高温の日が続きます。また、春や秋には内陸性の気候条件も加わり、日中と夜間の気温差が大きくなります。

過去50年の平均気温の傾向を見るとわずかながら上昇傾向にあります。

また、本市の日照時間の平年値（※）は1,613時間で、降雪の多い地域でありながら、福島市（1,739時間）や郡山市（1,745時間）と比べても差は少ない状況にあります。

※ 平年値… 1981年から2010年の30年平均値

■日照時間と平均気温

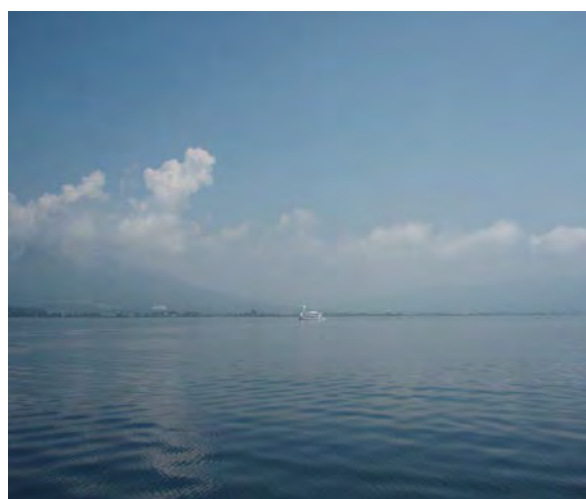


2 水環境

本市の水資源は、阿賀川などの一級河川が13河川、準用河川が2河川、磐梯朝日国立公園*に指定されている猪苗代湖などがあります。猪苗代湖水は戸ノ口堰から市街地を經由して郊外の水田に送られており、阿賀川の水は門田堰から農業用水として利用された後、住宅地の側溝を經由し河川に流れ込んでいます。

他にも、水力発電や市民の飲料水に利用されており、河川の維持や噴水などにも使われています。また、市内には、イトヨの生息する県指定天然記念物の白山沼など、多くのため池や沼が分布しています。

今後も本市の貴重な水資源を保全し、大切に利用していく必要があります。



猪苗代湖

3 植物

本市の植生は、一部アカマツなどの常緑針葉樹*がありますが、多くはブナ、ミズナラ、コナラ、クリなどの落葉広葉樹*林であり、自然度の高い山林が多く残されています。

また、国の天然記念物*である赤井谷地沼野植物群落*では、亜寒帯植物であるホロムイイチゴなどの貴重な植物が自生しています。

その一方で、市街地では緑地や樹林地が減少傾向にあります。

山地や丘陵地、農地の保全をはじめ、市街地の緑地等を保全・創造することが重要となります。



赤井谷地沼野植物群落

4 動物

平成13年（2001年）度からの野生生物の分布調査や文献調査の結果、市内には、国の特別天然記念物のニホンカモシカや天然記念物のヤマネ、絶滅危惧種に指定されているウケクチウグイなど、およそ2,700種の生き物が生息していることを確認することができました。

今後も継続して野生生物の生息状況を調査しながら、豊かな生態系の保全に取り組んでいくことが大切です。

また、希少種の生息域では開発を避けるとともに、やむを得ず開発する場合においては、極力生息地域を保全するような対策を行うことが必要です。



ニホンカモシカ

（画像著作者 古川 裕司 氏）

5 景観

本市は、恵まれた自然景観と情緒あふれる歴史的景観のどちらも併せもつ美しいまちです。城下町として栄えた本市は、国史跡若松城跡をはじめとした史跡がいたるところにあります。また、自然景観では、背あぶり山などの山間地や丘陵地に見られる森林景観と、阿賀川や猪苗代湖などの河川や湖沼の水辺景観、市街地郊外では、水田を中心としたのどかな田園風景が見られます。

自然環境を保全し、自然景観に配慮した建物・構造物を建設するとともに、史跡等の維持・補修を行うなど歴史的な景観の保全に努めなければなりません。



会津藩主松平家墓所（院内御廟）

第4節 地球環境

1 地球環境問題

地球環境問題（下記参照）とは、国境を越え地球規模にまで影響が広がる環境問題です。これらは先進国における経済活動の拡大や開発途上国における急激な人口増加による経済発展等に伴い、1980年代後半頃から大きな問題となっています。

近年は特に、生態系の変化や異常気象の増加などの原因の1つと考えられる「地球温暖化」が大きな問題となっており、国際的な対策が進められています。

【地球環境問題の例】

地球温暖化 有害廃棄物の越境移動* 酸性雨* 砂漠化 海洋汚染
野生生物種の減少 オゾン層*の破壊 熱帯林の減少 開発途上国の公害



地球温暖化が進むと、どんな影響があるの？ その原因は？

■ 地球温暖化が進むと、どんな影響があるの？

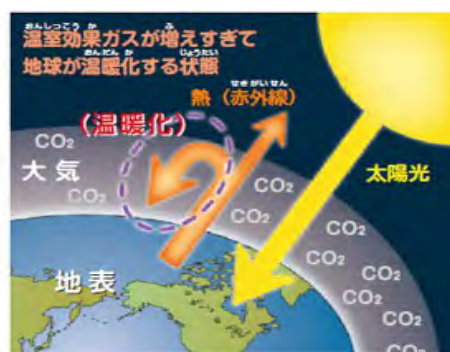
地球温暖化が進むと、気温や海水温が上昇し、地球上の風の発生や水の蒸発の状況に変化が生じるため、気候に大きな影響が出てきます。

「温暖化」という言葉から、平均気温が上昇し、とても暑い夏や暖冬となることがイメージされがちですが、気温や降水量の変動の幅が大きくなるため、反対に冷夏や寒冬となることもあります。また、雨や雪が多い年があったり少ない年があったりと安定しなくなり、従来^①の気候が変化することもその影響の1つといわれています。

■ 地球温暖化の原因は？

地球は、太陽の光によって表面が温められ、その温まった熱は、宇宙に向かって放出されます。地球を覆っている大気には、この熱の一部を吸収し、地球を温室のように温かく保ってくれる「温室効果ガス」と呼ばれる気体（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン*ガスなど）が含まれています。もし、この「温室効果ガス」が全くなかったら、地球の平均温度は、およそマイナス19度になるといわれています。

近年、この「温室効果ガス（特に二酸化炭素）」が増えすぎてしまい、これによって、大気中に熱がこもって気温がどんどん上がり、地球温暖化が引き起こされていると考えられています。



（出典：地球温暖化防止国民運動事務局（環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室）ホームページより）

本市の平成26年（2014年）度の温室効果ガス排出量は、1,116.6千トンと推計されます。（資料9）

統計データが一部ないため、京都議定書*の基準年度である平成2年（1990年）度時点の総量と比較することはできませんが、6種類（平成27年（2015年）度から7種類）の温室効果ガスのうち、最も排出割合の多い二酸化炭素について見てみると、産業部門（製造業や建設業、農林水産業）において、排出量が約1割減少していることがわかります。その一方で、運輸部門（自動車や鉄道）や民生家庭部門（一般家庭）、民生業務部門（事務所、サービス業など）の排出量は増加傾向にあります。これは、自動車の所有数が増加したことや、わたしたちの家庭や職場などにおいて、電気・ガス・燃料等の使用量が増えたことが主な要因となっています。

温室効果ガス排出量 推計値(千トンCO₂)

年度	平成2年 (1990年)度	平成22年 (2010年)度	平成26年 (2014年)度	平成2年(1990年) 度から平成26年 (2014年)度の増 加率(%)	平成22年(2010 年)度から平成26 年(2014年)度の 増加率(%)
温室効果ガス排出総量	—	1,018.6	1,116.6	—	9.6
二酸化炭素(CO ₂)	879.8	938.4	1,068.0	21.4	13.8
エネルギー起源二酸化炭素*	870.0	926.3	1,055.6	21.3	14.0
エネルギー転換部門	0.5	0.5	0.5	-1.6	12.1
産業部門	306.1	233.2	270.5	-11.6	16.0
（内訳）建設業・鉱業	(20.7)	(11.9)	(12.2)	-41.3	2.0
製造業	(282.9)	(218.5)	(255.2)	-9.8	16.8
農林水産業	(2.5)	(2.7)	(3.1)	26.0	15.8
民生家庭部門	184.7	219.2	262.8	42.3	19.9
民生業務部門	263.3	297.3	335.7	27.5	12.9
運輸部門	115.2	176.1	186.0	61.4	5.6
廃棄物起源二酸化炭素*	9.8	12.1	12.4	26.9	3.0
メタン(CH ₄)*	25.4	19.8	19.8	-22.2	0.2
一酸化二窒素(N ₂ O)*	4.1	2.6	2.6	-37.3	0.3
ハイドロフルオロカーボン(HFC)*	—	14.2	24.1	—	69.4
パーフルオロカーボン(PFC)*	—	34.8	1.1	—	-96.9
六フッ化硫黄(SF ₆)*	—	7.8	0.4	—	-94.6
三フッ化窒素(NF ₃)*	—	1.1	0.7	—	-37.8

※「—」は統計データがないため不明

温室効果ガスはどこから発生するの？何に使われているの？

温室効果ガスは、様々な場面で発生し、また、様々なものに使用されています。地球温暖化対策実行計画に登場する7種類の温室効果ガスの主な発生源や使用先を紹介します。

温室効果ガスの種類	主な発生源・使用先
二酸化炭素(CO ₂)	化石燃料の燃焼等により発生
メタン(CH ₄)	下水処理の過程や水田、家畜のふん尿等から発生
一酸化二窒素(N ₂ O)	下水処理の過程や農地に散布された窒素肥料から発生
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	エアコンや冷蔵庫などの冷媒に使用
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体の製造過程で使用
六フッ化硫黄(SF ₆)	電子機器の絶縁材等に使用
三フッ化窒素(NF ₃)	半導体の製造過程で使用（平成27年（2015年）度から追加）

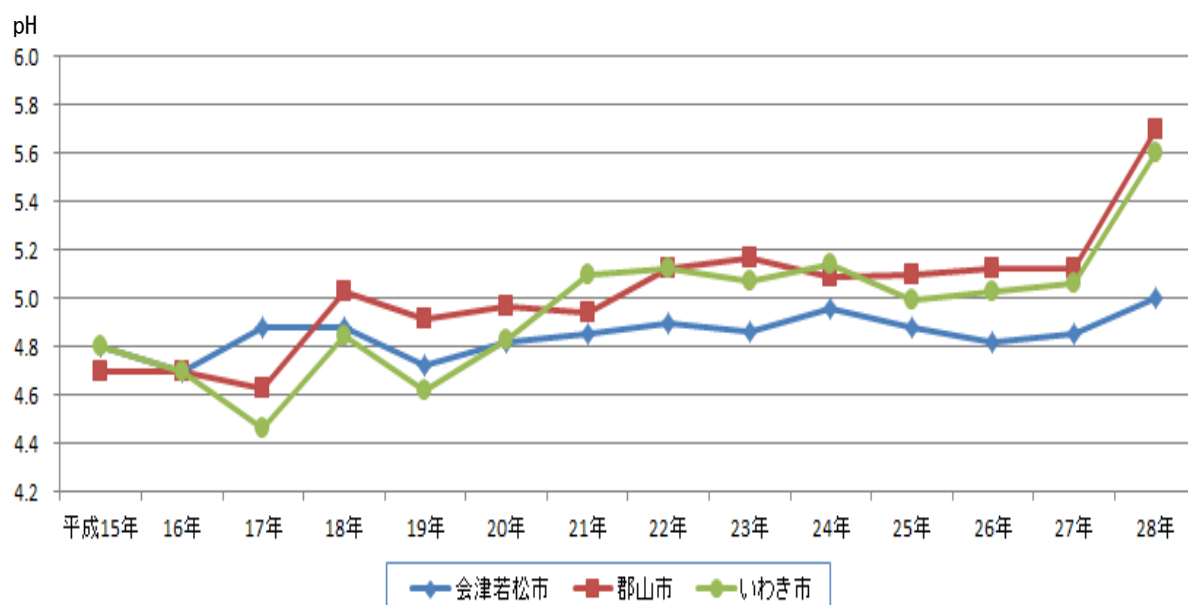
2 酸性雨及び酸性雪の現状

地球環境問題の1つである酸性雨については、早くから問題となっている欧米とほぼ同程度の酸性の降雨が全国的に確認されており、生態系への影響が心配されています。

このため、福島県では酸性雨の実態を把握するため、継続的にモニタリング調査を実施しており、本市においては、会津保健福祉事務所（追手町）が調査地点となっています。

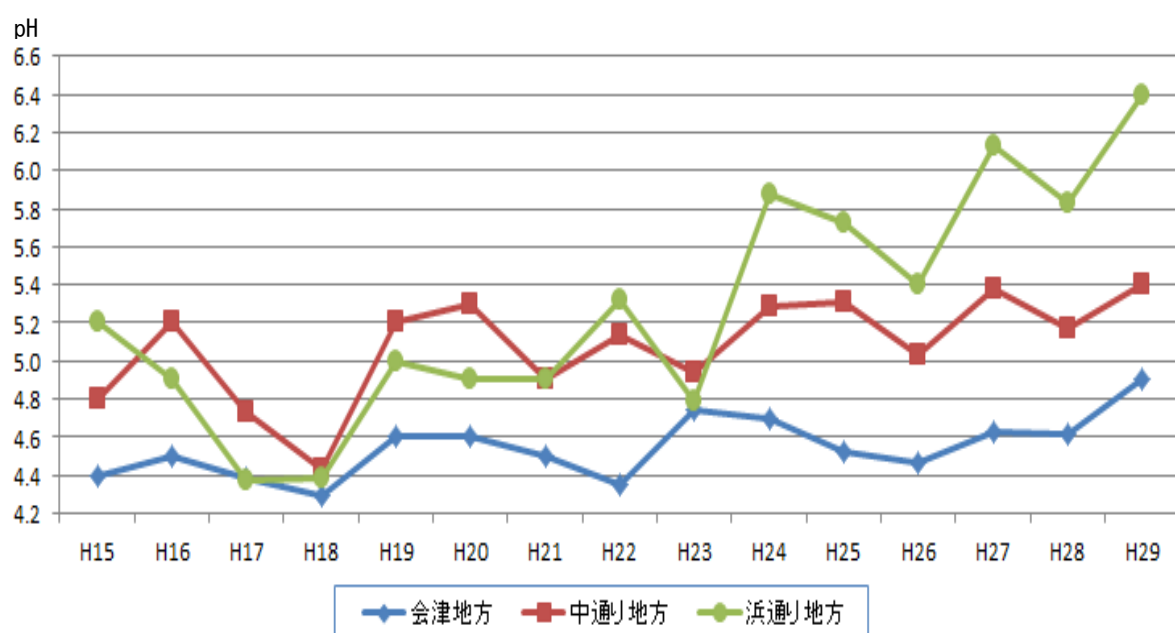
加えて、市では「東北都市環境問題対策協議会*」の共同調査として、冬季間に酸性雪調査を実施していますが、これら県内の酸性雨及び酸性雪の調査結果と比較すると、会津地方は酸性の度合いが高い（pH*が低い）傾向が見られます。

■酸性雨の pH の平均値の推移



（資料：福島県）

■酸性雪の pH の平均値の推移



（資料：東北都市環境問題対策協議会）